(正)

【ミラーチェック済】 190

(その1)

収支報告書

平成28年分
(　　開催分)

(ふりがな)　いばらきゆうしんかい

1 政治団体の名称　茨城雄親会

2 主たる事務所の所在地　茨城県石岡市茨城3－14－8
(アパート・マンション名)

3 代表者の氏名　(姓) 鈴村　(名) 博一

4 会計責任者の氏名　(姓) 山本　(名) 春一郎

事務担当者の氏名　(姓) 渡辺　(名) 邦彦

(電話) 0299-22-2544

(電話)

(電話)

5/29

茨城県選挙管理委員会 平29.5.29 受付

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
□ 有	
☑ 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓)　(名)

国会議員関係政治団体の区分	
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) 丹羽　(名) 雄哉
公職の種類 (現職・候補者の別)	衆議院議員 (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓)　(名)
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓)　(名)
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収支の状況

【エラーチェック済】

1　収支の総括表

収入総額	9,084,017
（前年からの繰越額）	1,083,438
（本年の収入額）	8,000,579
支出総額	1,269,469
翌年への繰越額	7,814,548

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	0
員数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	8,000,000	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	8,000,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	8,000,000	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1件10万円未満のもの	579	
	合　　計	579	

（その７）

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3.政治団体	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	代表者（又は代表者の氏名）	備考
1	自由民主党茨城県第六選挙区支部	3,000,000	H28/3/31	茨城県石岡市茨城３－１４－３	丹羽　雄哉	
2	自由民主党茨城県第六選挙区支部	2,000,000	H28/4/1	茨城県石岡市茨城３－１４－３	丹羽　雄哉	
3	自由民主党茨城県第六選挙区支部	3,000,000	H28/6/10	茨城県石岡市茨城３－１４－３	丹羽　雄哉	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合計	8,000,000				

【エラーチェック済】

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	20,688	0	
(3) 備品・消耗品費	38,760	0	
(4) 事務所費	1,119,471	0	
小計	1,178,919	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	90,550	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	90,550	0	
合計	1,269,469		

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	20,688				
	合計	20,688				

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		8．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	コピー機リース料	15,552	H28/3/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲１－７－１２	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	23,208				
	合計	38,760				

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	家賃代	71,500	H28/1/20	丹羽　雄哉	茨城県石岡市茨城３－１４－３	
2	電話代	13,282	H28/2/5	ソフトバンク㈱	東京都港区東新橋１－９－１	
3	家賃代	71,500	H28/2/22	丹羽　雄哉	茨城県石岡市茨城３－１４－３	
4	電話代	12,258	H28/2/26	ソフトバンク㈱	東京都港区東新橋１－９－１	
5	家賃代	71,500	H28/3/18	丹羽　雄哉	茨城県石岡市茨城３－１４－３	
6	電話代	13,294	H28/3/25	ソフトバンク㈱	東京都港区東新橋１－９－１	
7	家賃代	71,500	H28/4/20	丹羽　雄哉	茨城県石岡市茨城３－１４－３	
8	NHK受信料	12,730	H28/4/25	日本放送協会	茨城県水戸市大町３－４－４	
9	電話代	14,112	H28/4/28	ソフトバンク㈱	東京都港区東新橋１－９－１	
10	家賃代	71,500	H28/5/20	丹羽　雄哉	茨城県石岡市茨城３－１４－３	
11	電話代	16,436	H28/5/30	ソフトバンク㈱	東京都港区東新橋１－９－１	
12	家賃代	71,500	H28/6/17	丹羽　雄哉	茨城県石岡市茨城３－１４－３	
13	電話代	12,989	H28/6/29	ソフトバンク㈱	東京都港区東新橋１－９－１	
14	家賃代	71,500	H28/7/20	丹羽　雄哉	茨城県石岡市茨城３－１４－３	
15	電話代	14,529	H28/7/29	ソフトバンク㈱	東京都港区東新橋１－９－１	
16	家賃代	71,500	H28/8/18	丹羽　雄哉	茨城県石岡市茨城３－１４－３	
17	電話代	13,012	H28/8/29	ソフトバンク㈱	東京都港区東新橋１－９－１	
18	家賃代	71,500	H28/9/20	丹羽　雄哉	茨城県石岡市茨城３－１４－３	

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
19	自動車保険料	71,910	H28/9/26	三井住友海上火災保険㈱	東京都千代田区神田駿河台３－９	
20	電話代	13,174	H28/9/30	ソフトバンク㈱	東京都港区東新橋１－９－１	
21	家賃代	71,500	H28/10/20	丹羽　雄哉	茨城県石岡市茨城３－１４－３	
22	NHK受信料	12,730	H28/10/26	日本放送協会	茨城県水戸市大町３－４－４	
23	電話代	12,617	H28/10/28	ソフトバンク㈱	東京都港区東新橋１－９－１	
24	家賃代	71,500	H28/11/16	丹羽　雄哉	茨城県石岡市茨城３－１４－３	
25	電話代	13,069	H28/11/28	ソフトバンク㈱	東京都港区東新橋１－９－１	
26	家賃代	71,500	H28/12/20	丹羽　雄哉	茨城県石岡市茨城３－１４－３	
27	電話代	13,169	H28/12/28	ソフトバンク㈱	東京都港区東新橋１－９－１	
28						
	その他の支出	2,160				
	合計	1,119,471				

【エラーチェック表】

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1. 組織活動費	
					会費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	会費	16,000	H26/5/11	石岡うばら会	茨城県石岡市貝地１－３－３	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	52,200				
	合計	68,200				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		1. 組織活動費	
					渉外・交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	22,350				
	合計	22,350				

(その17)

資産等の状況

【エラーチェック表】

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭債権	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

【エラーチェック済】

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年　6月　19日

政治団体の名称　茨城維親会

会計責任者の氏名　山本　　善一郎　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２９年　５月 19日

茨城維新会
代表　鈴村　博一　殿

登録政治資金監査人　福原一典
登録番号　第１２７号
研修修了年月日　平成２０年１２月１７日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、茨城維新会の平成２８年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、茨城維新会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

３　利害関係

茨城維新会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、茨城維新会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以　上